

第6章

資 料

- 1 関係法令〔障がいを理由とする差別の解消に関する法律（抄）〕
- 2 個別の教育支援計画
- 3 必要な配慮の観点（障がい種別）
- 4 必要な配慮の観点（枠）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抄）（平成 25 年法律第 65 号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

平成 年度 個別の教育支援計画シート（例）

初回記入者名： 初回記入日：平成 年 月 日

立 園・学校 年 組		校長名	担任名
ふりがな 氏 名		(男・女)	生年月日：平成 年 月 日
保護者名		電 話 緊急連絡先	
住所： 千 市 町			
将来に向けての願い（◎），現在の生活の願い（・）			
本人の願い		保護者の願い	
支援目標（長期：◎，短期：・）			
◎ ・ ・			
主な支援内容（合理的配慮含む）			支援者
学校	学級		
	校内		
家庭			
地域			
関係機関 医療・福祉 特別支援学校			
支援会議の記録			
《日時》 年 月 日	《参加者》	《協議内容・引き継ぎ事項等》 次回支援会議予定 年 月	
支援内容の評価			

以上の内容を確認いたしました。平成 年 月 日 保護者名 _____

必要な配慮の観点

視覚障がい

以下の観点を参考としつつも、一人一人への合理的配慮については、担当している児童生徒の実態に合わせ、関係者間で、個別に検討してください。

1	教育内容・方法	教育内容	学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 見えにくさを補うことができるようにするための指導を行う。 ・視覚補助具の効果的な活用 ・他者へ積極的にかかわる意欲や態度の育成 ・見えやすい環境を知り自ら整えることができるようにする 等
		教育内容	学習内容の変更・調整 視覚情報が得にくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行う。 ・状況等の丁寧な説明 ・複雑な図の理解や読むことに時間がかかること等を踏まえた時間延長 ・観察では必要に応じて近づくことや触感覚の併用 ・体育等における安全確保 等
		教育方法	情報・コミュニケーション及び教材の配慮 見えにくさに応じた教材及び情報の提供を行う。 ・聞くことで内容が理解できる説明や資料 ・拡大コピー、拡大文字を用いた資料 ・触ることができないもの(遠くのものや動きの速いもの等)を確認できる模型や写真 等 視覚障害を補う視覚補助具やICTを活用した情報の保障を図る。 ・画面拡大や色の調整 ・読み上げソフトウェア 等
		教育方法	学習機会や体験の確保 見えにくさからの概念形成の難しさを補うために、実物や模型に触る等能動的な学習活動を多く設ける。 気づきにくい事柄や理解しにくい事柄(遠かったり大きかったりして触れないもの、動くものとその動き方等)の状況を説明する。 学習の予定を事前に知らせ、学習の過程や状況をその都度説明することで、主体的に状況の判断ができるように指導を行う。
		教育方法	心理面・健康面の配慮 自己の視覚障害を理解し、眼疾の進行や事故を防止できるようにする。 身の回りの状況が分かりやすい校内の環境作りを図る。 見えにくいときには自信をもって尋ねられるような雰囲気を作る 視覚に障害がある子ども等が集まる交流の機会の情報提供を行う。
2	支援体制	専門性のある指導体制の整備 特別支援学校(視覚障害)のセンター的機能及び弱視特別支援学級、通級による指導等の専門性を積極的に活用する。 眼科医からのアドバイスを日常生活に必要な配慮に生かすとともに、理解啓発に活用する。 点字図書館等地域資源の活用を図る。	
		子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮 その子特有の見えにくさ、使用する視覚補助具・教材についての周囲の子ども、教職員、保護者への理解啓発に努める。	
		災害時等の支援体制の整備 見えにくさに配慮して災害とその際の対応や避難について理解できるようにする。 緊急時の安全確保ができる校内体制を整備する。	
3	施設・設備	校内環境のバリアフリー化 校内での活動や移動に支障がないように校内環境を整備する。 ・廊下等も含めて校内の十分な明るさの確保。 ・分かりやすい目印。 ・段差等を明確に分かるようにして安全を確保する 等。	
		発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮 見えやすいように環境を整備する。 ・まぶしさを防ぐために光の調整を可能にする設備(ブラインド、カーテン、スタンド等)設置。 ・必要に応じて教室に拡大読書器を設置する 等。	
		災害時等への対応に必要な施設・整備の配慮 避難経路に明確な目印や照明を設置する。	

「教育支援ハンドブック」(平成27年3月長野県教育委員会)P. 69より引用

参考文献 「教育支援資料」(平成25年10月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)

必要な配慮の観点

聴覚障がい

以下の観点を参考としつつも、一人一人への合理的配慮については、担当している児童生徒の実態に合わせ、関係者間で、個別に検討してください。

1	教育内容・方法	教育内容	<p>学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮</p> <p>聞こえにくさを補うことができるようにするための指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補聴器等の効果的な活用に関すること。 相手や状況に応じた適切なコミュニケーション手段(身振り、簡単な手話等)の活用に関すること。
		教育内容	<p>学習内容の変更・調整</p> <p>音声による情報が受容しにくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国語のヒアリング等における音質・音量調整。 学習室の変更。 文字による代替問題の用意。 球技等運動競技における音による合図を視覚的に表示 等。
		教育方法	<p>情報・コミュニケーション及び教材の配慮</p> <p>聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 分かりやすい板書。 教科書の音読箇所的位置に明示。 要点を視覚的な情報で提示。 身振り、簡単な手話等の使用 等。 <p>聞こえにくさに応じた聴覚的な情報・環境の提供を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 座席の位置調整。 話者の音量調整。 机・椅子の脚のノイズ軽減対策(使用済みテニスボールの利用等)。 防音環境のある指導室。 必要に応じてFM式補聴器等の使用 等。
		教育方法	<p>学習機会や体験の確保</p> <p>言語経験が少ないことによる、体験と言葉の結び付きの弱さを補うための指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 話合いの内容を確認するため書いて提示し読ませる。 慣用句等言葉の表記と意味が異なる言葉の指導 等。 <p>日常生活で必要とされる様々なルールや常識等の理解、あるいはそれに基づいた行動が困難な場合があるので、実際の場面を想定し、行動の在り方を考えさせる。</p>
		教育方法	<p>心理面・健康面の配慮</p> <p>情報が入らないことによる孤立感を感じさせないような学級の雰囲気作りを図る。</p> <p>通常の学級での指導に加え、聴覚に障害がある子どもが集まる交流の機会の情報提供を行う。</p>
2	支援体制	<p>専門性のある指導体制の整備</p> <p>特別支援学校(聴覚障害)のセンター的機能及び難聴特別支援学級、通級による指導等の専門性を積極的に活用する。</p> <p>耳鼻科、補聴器店、難聴児親の会、聴覚障害者協会等との連携による、理解啓発のための学習会や、子どものための交流会の活用を図る。</p>	
		<p>子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮</p> <p>使用する補聴器等や、多様なコミュニケーション手段について、周囲の子ども、教職員、保護者への理解啓発に努める。</p>	
		<p>災害時等の支援体制の整備</p> <p>放送等による避難指示を聞き取ることができない子どもに対し、緊急時の安全確保と避難誘導等を迅速に行うための校内体制を整備する。</p>	
3	施設・設備	<p>校内環境のバリアフリー化</p> <p>放送等の音声情報を視覚的に受容することができる校内環境を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 教室等の字幕放送受信システム 等。 	
		<p>発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮</p> <p>教室等の聞こえの環境を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> じゅうたん・畳の指導室の確保。 行事における進行次第や挨拶文、劇のせりふ等の文字表示 等。 	
		<p>災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮</p> <p>緊急情報を視覚的に受容することができる設備を設置する。</p>	

「教育支援ハンドブック」(平成27年3月長野県教育委員会)P. 70より引用

参考文献 「教育支援資料」(平成25年10月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)

必要な配慮の観点

知的障がい

以下の観点を参考としつつも、一人一人への合理的配慮については、担当している児童生徒の実態に合わせ、関係者間で、個別に検討してください。

1	教育内容・方法	教育内容	<p>学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮</p> <p>できるだけ実生活につながる技術や態度を身に付けられるようにする。 社会生活上の規範やルールの理解を促すための指導を行う。</p>
		教育内容	<p>学習内容の変更・調整</p> <p>知的発達遅れにより、全般的に学習内容の習得が困難な場合があることから、理解の程度に応じた学習内容の変更・調整を行う。 ・焦点化を図ること。 ・基礎的・基本的な学習内容を重視すること。 ・生活上必要な言葉等の意味を確実に理解できるようにすること 等。</p>
		教育方法	<p>情報・コミュニケーション及び教材の配慮</p> <p>知的発達遅れに応じた分かりやすい指示や教材・教具を提供する。 ・文字の拡大や読み仮名の付加。 ・話し方の工夫。 ・文の長さの調整。 ・具体的な用語の使用。 ・動作化や視覚化の活用。 ・数量等の理解を促すための絵カードや文字カード、数え棒、パソコンの活用 等。</p>
		教育方法	<p>学習機会や体験の確保</p> <p>知的発達遅れにより、実際的な生活に役立つ技術や態度の習得が困難であることから、調理実習や宿泊学習等の具体的な活動場面において、家庭においても生かすことのできる力が向上するように指導するとともに、学習活動が円滑に進むように、図や写真を活用した日課表や活動予定表等を活用し、自主的に判断し見通しをもって活動できるように指導を行う。</p>
2	支援体制	<p>心理面・健康面の配慮</p> <p>知的障害の遅れ等によって、友人関係を十分には形成できないことや、年齢が高まるにつれて友人関係の維持が困難になることから、学級集団の一員として所属意識がもてるように学級全体で取り組む活動を工夫するとともに、自尊感情や自己肯定感、ストレス等の状態を踏まえた適切な対応を図る。</p>	
		<p>専門性のある指導体制の整備</p> <p>知的障害の状態は外部からは分かりにくいことから、専門家からの支援や、特別支援学校(知的障害)のセンター的機能及び特別支援学級等の専門性を積極的に活用する。 てんかん等への対応のために、必要に応じて医療機関との連携を図る。</p>	
		<p>子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮</p> <p>知的障害の状態は他者から分かりにくいこと、かつ、その特性としては、実体験による知識等の習得が必要であることから、それらの特性を踏まえた対応ができるように、周囲の子ども等や教職員、保護者への理解啓発に努める。</p>	
3	施設・設備	<p>災害時等の支援体制の整備</p> <p>適切な避難等の行動の仕方が分からず混乱することを想定した避難誘導のための校内体制を整備する。</p>	
		<p>校内環境のバリアフリー化</p> <p>自主的な移動ができるよう、導線や目的の場所が視覚的に理解できるようにするなどの校内環境を整備する。</p>	
		<p>発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮</p> <p>危険性を予知できないことによる高所からの落下やけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。 必要に応じて、生活体験を主とした活動ができる場を用意する。</p>	
		<p>災害時等への対応に必要な施設・整備の配慮</p> <p>災害発生後における行動の仕方が分からないことによる混乱した心理状態に対応できるように、簡潔な導線、分かりやすい設備の配置、明るさの確保等を考慮して施設・設備を整備する。</p>	

「教育支援ハンドブック」(平成27年3月長野県教育委員会)P. 71より引用

参考文献 「教育支援資料」(平成25年10月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)

必要な配慮の観点

肢体不自由

以下の観点を参考としつつも、一人一人への合理的配慮については、担当している児童生徒の実態に合わせ、関係者間で、個別に検討してください。

1	教育内容・方法	教育内容	<p>学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮</p> <p>学習内容の変更・調整</p>	<p>道具の操作の困難や移動上の制約等を改善できるように指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・片手で使うことができる道具の効果的な活用。 ・校内の移動しにくい場所の移動方法について考えること及び実際の移動の支援 等。 <p>上肢の不自由により時間がかかることや活動が困難な場合の学習内容の変更・調整を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書く時間の延長。 ・書いたり計算したりする量の軽減。 ・体育等での運動の内容を変更 等。
		教育方法	<p>情報・コミュニケーション及び教材の配慮</p> <p>学習機会や体験の確保</p>	<p>書字や計算が困難な子どもに対し、上肢の機能に応じた教材や機器を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書字の能力に応じたプリント。 ・計算ドリルの学習にパソコンを使用。 ・話言葉が不自由な子どもには、コミュニケーションを支援する機器(文字盤や音声出力型の機器等)の活用 等。 <p>経験の不足から理解しにくいことや移動の困難さから参加が難しい活動については、一緒に参加することができる手段等を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい単元に入る前に新出の語句や未経験と思われる活動のリストを示し予習できるようにする。 ・車いす使用の子どもが栽培活動に参加できるように高い位置に花壇を作る 等。
		心理面・健康面の配慮	<p>心理面・健康面の配慮</p>	<p>下肢の不自由による転倒のしやすさ、車いす使用に伴う健康上の問題等を踏まえた支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育の時間における膝や肘のサポーターの使用。 ・長距離の移動時の介助者の確保。 ・車いす使用時に必要な1日数回の姿勢の変換及びびそのためのスペースの確保 等。
2	支援体制	専門性のある指導体制の整備	<p>体育担当教員、養護教諭、栄養職員、学校医を含むサポートチームが教育的ニーズを把握し支援の内容方法を検討する。</p> <p>必要に応じて特別支援学校からの支援を受けるとともに、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、言語聴覚士(ST)等の指導助言を活用する。</p> <p>医療的ケアが必要な場合には、主治医、看護師等の医療関係者との連携を図る。</p>	
		子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	<p>移動や日常生活動作に制約があることや、移動しやすさを確保するために協力できることなどについて、周囲の子ども、教職員、保護者への理解啓発に努める。</p>	
		災害時等の支援体制の整備	<p>移動や困難さを踏まえた避難の方法や体制及び避難後に必要となる支援体制を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いすで避難する際の経路や人的体制の確保。 ・移動が遅れる場合の対応方法の検討。 ・避難後に必要な支援の一覧表の作成 等。 	
3	施設・設備	校内環境のバリアフリー化	<p>車いすによる移動やつえを用いた歩行ができるように、教室配置の工夫や施設改修を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段差の解消。 ・スロープ、手すり、開き戸、自動ドア、エレベーター、障害者用トイレの設置 等。 	
		発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	<p>上肢や下肢の動きの制約に対して、施設・節義を工夫又は改修するとともに、車いす等で移動しやすいような空間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上下式のレバーの水栓、教室内を車いすで移動できる空間、廊下の障害物除去、姿勢を変換できる場所、休憩スペースの設置 等 	
		災害時等への対応に必要な施設・整備の配慮	<p>移動の困難さに対して避難経路を確保し、必要な施設・設備の整備を行うとともに、災害等発生後の必要な物品を準備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いす、担架、非常用電源や手動で使える機器 等。 	

「教育支援ハンドブック」(平成27年3月長野県教育委員会)P. 72より引用

参考文献 「教育支援資料」(平成25年10月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)

必要な配慮の観点

病弱・身体虚弱

以下の観点を参考としつつも、一人一人への合理的配慮については、担当している児童生徒の実態に合わせ、関係者間で、個別に検討してください。

1	教育内容・方法	教育内容	<p>学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 服薬管理や環境調整、病状に応じた対応等ができるよう指導を行う。 服薬の意味と定期的な服薬の必要性の理解。 指示された服薬量の徹底。 眠気を伴い危険性が生じるなどの薬の理解とその対応。 必要に応じた休憩などの病状に応じた対策 等。
		教育内容	<p>学習内容の変更・調整</p> <ul style="list-style-type: none"> 病気により実施が困難な学習内容等について、主治医からの指導・助言や学校生活管理指導表に基づいた変更・調整を行う。 習熟度に応じた教材の準備。 実技を実施可能なものに変更。 入院等による学習空白を考慮した学習内容に変更・調整。 アレルギー等のために使用できない材料を別の材料に変更 等。
		教育方法	<p>情報・コミュニケーション及び教材の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 病気のための移動範囲や活動量が制限されている場合に、ICT等を活用し、間接的な体験や他の人とのコミュニケーションの機会を提供する。 友達との手紙やメールの交換。 テレビ会議システム等を活用したリアルタイムのコミュニケーション。 インターネット等を活用した疑似体験 等。
		教育方法	<p>学習機会や体験の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 入院時の教育の機会や短期間で入退院を繰り返す子どもの教育の機会を確保する。その際、体験的な活動を通して概念形成を図るなど、入院による日常生活や集団活動等の体験不足を補うことができるように指導する。 視聴覚教材等の活用。 ビニール手袋を着用して物に直接触れるなど感染症を考慮した指導。 テレビ会議システム等を活用した友達と協働した取組 等。
2	支援体制	心理面・健康面の配慮	<ul style="list-style-type: none"> 入院や手術、病気の進行への不安等を理解し、心理状態に応じて弾力的に指導を行う。 治療過程での学習可能は時期を把握し健康状態に応じた指導。 アレルギーの原因となる物質の除去や病状に応じた適切な運動等について医療機関と連携した指導 等。
		専門性のある指導体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活を送る上で、病気のために必要な生活規制や必要な支援を明確にするとともに、急な病状の変化に対応できるように校内体制を整備する。 主治医や保護者からの情報に基づく適切な支援。 日々の体調把握のための保護者との連携。 緊急の対応が予想される場合の全教職員による支援体制の構築。 医療的ケアが必要な場合には、看護師等医療関係者との連携を図る。
		子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	<ul style="list-style-type: none"> 病状によっては特別な支援を必要とするという理解を広め、病状が急変した場合に緊急な対応ができるよう、子ども、教職員、保護者の理解啓発に努める。 ペースメーカー使用者の運動制限など外部から分かりにくい病気とその病状を維持・改善するために必要な支援に関する理解。 心身症や精神疾患等の特性についての理解。 心臓発作やてんかん発作等への対応についての理解 等。
3	施設・設備	災害時等の支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関への搬送や必要とする医療機関からの支援を受けることができるようにするなど、子どもの病気に応じた支援体制を整備する。 病院へ搬送した場合の対応方法。 救急隊員等への事前の連絡。 急いで避難することが困難な子ども(心臓病等)が逃げ遅れないための支援 等。
		校内環境のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> 心臓病のための階段を使用する移動が困難な場合や子どもが自ら医療上の処置(二分脊椎症等の自己導尿等)を必要とする場合等に対応できる施設・設備を整備する。
		発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	<ul style="list-style-type: none"> 病気の状態に応じて、健康状態や衛生状態の維持、心理的な安定等を考慮した施設・設備を整備する。 色素性乾皮症の場合の紫外線カットフィルム。 相談や箱庭療法等の心理療法を活用できる施設。 落ち着けないときや精神状態が不安定なときの子どもが落ち着ける空間の確保 等。
		災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	<ul style="list-style-type: none"> 災害等発生時については、病気のため迅速に避難できない子どもの避難経路を確保する。 災害等発生後については、薬や非常用電源を確保するとともに、長時間の停電に備え手動で使える機器等を整備する。

「教育支援ハンドブック」(平成27年3月長野県教育委員会)P. 73より引用

参考文献 「教育支援資料」(平成25年10月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)

必要な配慮の観点

言語障害

以下の観点を参考としつつも、一人一人への合理的配慮については、担当している児童生徒の実態に合わせ、関係者間で、個別に検討してください。

1	教育内容・方法	教育内容	<p>学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮</p> <p>話すことに自信をもち積極的に学習等に取り組むことができるようになるための発音の指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一斉指導における個別的な発音の指導。 ・個別指導による音読、九九の発音等の指導
		教育内容	<p>学習内容の変更・調整</p> <p>発音のしにくさ等を考慮した学習内容の変更・調整を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科書の音読や音楽の合唱等における個別的な指導。 ・書くことによる代替。 ・構音指導を意識した教科指導 等。
		教育方法	<p>情報・コミュニケーション及び教材の配慮</p> <p>発音が不明瞭な場合には、代替手段によるコミュニケーションを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筆談、ICT機器の活用 等。
		教育方法	<p>学習機会や体験の確保</p> <p>発音等の不明瞭さによる自信の喪失を軽減するために、個別指導の時間等を確保し、音読、九九の発音等の指導を行う。</p>
		心理面・健康面の配慮	言語障害のある子どもが集まる交流の機会の情報提供を行う。
2	支援体制	専門性のある指導体制の整備	言語障害の専門家(ST等)との連携による指導の充実を図る。
		子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	言語障害について、子ども、教職員、保護者への理解啓発に努める。
		災害時等の支援体制の整備	発語による連絡が難しい場合には、その代替手段により安否を伝える方法等を取り入れた避難訓練に取り組む。
3	施設・設備	校内環境のバリアフリー化 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	施設・設備については基本的には他の子どもと共通の配慮を要する。
		災害時等への対応に必要な施設・整備の配慮	

「教育支援ハンドブック」(平成27年3月長野県教育委員会)P. 74より引用

参考文献 「教育支援資料」(平成25年10月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)

必要な配慮の観点

情緒障害

以下の観点を参考としつつも、一人一人への合理的配慮については、担当している児童生徒の実態に合わせ、関係者間で、個別に検討してください。

1	教育内容・方法	教育内容	学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	社会適応が必要な技術や態度が身につくよう指導内容を工夫する。
		教育内容	学習内容の変更・調整	心理面での不安定さから学習の積み上げが難しかったり、治療等により学習の空白期間が生じたりする場合もあることから、学習内容の定着に配慮する。
		教育方法	情報・コミュニケーション及び教材の配慮	場面によっては、意図したことが言語表現できない場合があることから、緊張や不安を緩和させるように配慮する。
			学習機会や体験の確保	治療等により生じる学習機会の不足等に配慮する。
			心理面・健康面の配慮	情緒障害のある子ども等の状態(情緒不安や不登校、ひきこもり、自尊感情や自己肯定感の低下等)に応じた指導を行う。 ・カウンセリング的対応や医師の診断を踏まえた対応 等。
2	支援体制	専門性のある指導体制の整備	情緒障害を十分に理解した専門家からの支援や、特別支援学校のセンター的機能及び自閉症・情緒障害特別支援学級、医療機関等の専門性を積極的に活用し、障害の特性について理解を深められるようにする。	
		子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	他者からの働きかけを適切に受け止められないことがあることや、言葉の理解が十分ではないことがあること等について、周囲の子どもや教職員、保護者への理解啓発に努める。	
		災害時等の支援体制の整備	情緒障害のある子どもは、災害時の環境の変化に適応することが難しい場合もあるため、心理的に混乱することを想定した支援体制を整備する。	
3	施設・設備	校内環境のバリアフリー化	安心して自主的な移動ができるように、特別教室への導線などを分かりやすくする。	
		発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	衝動的な行動によるけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。 興奮が収まらない場合を想定し、クールダウン等のための場所を確保する。	
		災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	災害等発生後における環境の変化に適応できないことによる心理状態(パニック等)を想定し、外部からの刺激を制限できるような避難場所及び施設・設備を整備する。	

「教育支援ハンドブック」(平成27年3月長野県教育委員会)P. 75より引用

参考文献 「教育支援資料」(平成25年10月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)

必要な配慮の観点

自閉症

以下の観点を参考としつつも、一人一人への合理的配慮については、担当している児童生徒の実態に合わせ、関係者間で、個別に検討してください。

1	教育内容・方法	教育内容	<p>学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮</p> <p>自閉症の特性である「適切な対人関係形成の困難さ」「言語発達の遅れや異なった意味理解」「手順や方法に独特のこだわり」等により、学習内容の習得の困難さを補完する指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動作等を利用して意味を理解する。 ・繰り返し練習をして道具の使い方を正確に覚える 等。
		教育内容	<p>学習内容の変更・調整</p> <p>自閉症の特性により、数量や言葉等の理解が部分的であったり、偏っていたりする場合の学習内容の変更・調整を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理解の程度を考慮した基礎的・基本的な内容の確実な習得。 ・社会適応に必要な技術や態度を身につけること 等。
		教育方法	<p>情報・コミュニケーション及び教材の配慮</p> <p>自閉症の特性を考慮し、視覚を活用した情報を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真や図面、模型等の活用。 <p>細かな制作等に苦手さが目立つ場合が多いことから、扱いやすい道具を用意したり、補助具を効果的に利用したりする。</p>
		教育方法	<p>学習機会や体験の確保</p> <p>自閉症の特性により、実際に体験しなければ、行動等の意味を理解することが困難であることから、実際的な体験の機会を多くする。</p> <p>言葉による指示だけでは行動できないことが多いことから、学習活動の順序を分かりやすくなるよう活動予定表等の活用を行う。</p>
		教育方法	<p>心理面・健康面の配慮</p> <p>情緒障害のある子どもの状態(情緒不安や不登校、ひきこもり、自尊心や自己肯定感の低下等)に応じた指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリング的対応や医師の診断を踏まえた対応 等 <p>自閉症の特性により、二次的な障害として、情緒障害と同様の状態が起きやすいことから、それらの予防に努める。</p>
2	支援体制	<p>専門性のある指導体制の整備</p> <p>自閉症や情緒障害を十分に理解した専門家からの支援や、特別支援学校のセンター的機能及び自閉症・情緒障害特別支援学級、医療機関等の専門性を積極的に活用し、自閉症等の特性について理解を深められるようにする。</p>	
		<p>子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮</p> <p>他者からの働きかけを適切に受け止められないことがあることや、言葉の理解が十分ではないことがあること、方法や手順に独特のこだわりがあること等について、周囲の子どもや教職員、保護者への理解啓発に努める。</p>	
		<p>災害時等の支援体制の整備</p> <p>自閉症や情緒障害のある子どもは、災害時の環境の変化に適応することが難しく、極度に混乱した心理状態やパニックに陥ることを想定した支援体制を整備する。</p>	
3	施設・設備	<p>校内環境のバリアフリー化</p> <p>自閉症の特性を考慮し、備品等を分かりやすく配置したり、導線や目的の場所が視覚的に理解できるようにしたりする。</p>	
		<p>発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮</p> <p>衝動的な行動によるけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。</p> <p>興奮が収まらない場合を想定し、クールダウン等のための場所を確保する。</p> <p>必要に応じて、自閉症特有の感覚(明るさやちらつきへの過敏性等)を踏まえた校内環境を整備する。</p>	
		<p>災害時等への対応に必要な施設・整備の配慮</p> <p>災害等発生後における環境の変化に適応できないことによる心理状態(パニック等)を想定し、外部からの刺激を制限できるような避難場所及び施設・設備を整備する。</p>	

「教育支援ハンドブック」(平成27年3月長野県教育委員会)P. 76より引用

参考文献 「教育支援資料」(平成25年10月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)

必要な配慮の観点

学習障がい

以下の観点を参考としつつも、一人一人への合理的配慮については、担当している児童生徒の実態に合わせ、関係者間で、個別に検討してください。

1	教育内容・方法	教育内容	<p>学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮</p> <p>読み書きや計算等に関して苦手なことをできるようにする、別の方法で代替する、他の能力で補完するなどに関する指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文字の形を見分けることができるようにする。 ・パソコン、デジカメ等の使用。 ・口頭試問による評価 等。
		教育内容	<p>学習内容の変更・調整</p> <p>「読む」「書く」等特定の学習内容の習得が難しいので、基礎的な内容の習得を確実にすることを重視した学習内容の変更・調整を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・習熟のための時間を別に設定。 ・軽重をつけた学習内容の配分 等。
		教育方法	<p>情報・コミュニケーション及び教材の配慮</p> <p>読み書きに時間がかかる場合、本人の能力に合わせた情報を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文章を読みやすくするために体裁を変える。 ・拡大文字を用いた資料。 ・振り仮名をつける。 ・音声やコンピュータの読み上げ、聴覚情報を併用して伝える 等。
		教育方法	<p>学習機会や体験の確保</p> <p>身体感覚の発達を促すために活動を通じた指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体を大きく使った活動。 ・様々な感覚を同時に使った活動 等。 <p>活動内容を分かりやすく説明して安心して参加できるようにする。</p>
		教育方法	<p>心理面・健康面の配慮</p> <p>苦手な学習活動があることで、自尊感情が低下している場合には、成功体験を増やしたり、友達から認められたりする場面を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文章を理解すること等に時間がかかることを踏まえた時間延長。 ・必要な学習活動に重点的な時間配分。 ・受容的な学級の雰囲気作り。 ・困ったときにすぐに相談できる人や場所の確保 等。
2	支援体制	<p>専門性のある指導体制の整備</p> <p>特別支援学校や発達障害者支援センター、教育相談担当部署等の外部専門家からの助言等を生かし、指導の充実を図る。</p> <p>通級による指導等校内の資源の有効活用を図る。</p>	
		<p>子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮</p> <p>努力によっても変わらない苦手なことや生まれつき得意なこと等、様々な個性があることや、特定の感覚が過敏な場合もあること等について、周囲の子ども、教職員、保護者への理解啓発に努める。</p>	
		<p>災害時等の支援体制の整備</p> <p>指示内容を素早く理解し、記憶することや、掲示物を読んで避難経路を理解することが難しい場合等を踏まえた避難訓練に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的で分かりやすい説明。 ・不安感をもたずに行動ができるような避難訓練の継続 等。 	
3	施設・設備	<p>校内環境のバリアフリー化</p> <p>特になし</p>	
		<p>発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮</p> <p>類似した情報が混在していると、必要な情報を選択することが困難になるため、不要な情報を隠したり、必要な情報だけが届くようにしたりできるように校内の環境を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・余分な物を覆うカーテンの設置。 ・視覚的に分かりやすいような表示 等。 	
		<p>災害時等への対応に必要な施設・整備の配慮</p>	

「教育支援ハンドブック」(平成27年3月長野県教育委員会)P. 77より引用

参考文献 「教育支援資料」(平成25年10月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)

必要な配慮の観点

注意欠陥多動性障がい

以下の観点を参考としつつも、一人一人への合理的配慮については、担当している児童生徒の実態に合わせ、関係者間で、個別に検討してください。

1	教育内容・方法	教育内容	<p>学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮</p> <p>行動を最後までやり遂げることが困難な場合には、途中で忘れないように工夫したり、別の方法で補ったりするための指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分を客観視する。 ・物品の管理方法の工夫。 ・メモの使用 等。
		教育内容	<p>学習内容の変更・調整</p> <p>注意の集中を持続することが苦手であることを考慮した学習内容の変更・調整を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習内容を分割して適切な量にする 等。
		教育方法	<p>情報・コミュニケーション及び教材の配慮</p> <p>聞き逃しや見逃し、書類の紛失等が多い場合には、伝達する情報を整理して提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掲示物の整理整頓・精選。 ・目を合わせての指示。 ・メモ等の視覚情報の活用。 ・静かで集中できる環境作り 等。
		教育方法	<p>学習機会や体験の確保</p> <p>好きなものと関連付けるなど興味・関心もてるように学習活動の導入を工夫し、危険防止策を講じた上で、本人が直接参加できる体験学習を通じた指導を行う。</p>
		教育方法	<p>心理面・健康面の配慮</p> <p>活動に持続的に取り組むことが難しく、また、不注意による紛失等の失敗や衝動的な行動が多いので、成功体験を増やし、友達から認められる機会の増加に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分な活動のための時間の確保。 ・物品管理のための棚等の準備。 ・よい面を認め合えるような受容的な学級の雰囲気作り。 ・感情のコントロール方法の指導。 ・困ったときに相談できる人や場所の確保 等。
2	支援体制	<p>専門性のある指導体制の整備</p> <p>特別支援学校や発達障害者支援センター、教育相談担当部署等の外部専門家からの助言等を生かし、指導の充実を図る。</p> <p>通級による指導等校内の資源の有効活用を図る。</p>	
		<p>子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮</p> <p>不適切と受け止められやすい行動についても、本人なりの理由があることや、生まれつきの特性によること、危険な行動等の安全な制止、防止の方策等について、周囲の子ども、教職員、保護者への理解啓発に努める。</p>	
		<p>災害時等の支援体制の整備</p> <p>落ち着きを失ったり、指示の途中で動いたりする傾向を踏まえた、避難訓練に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項目を絞った短時間での避難指示。 ・行動を過度に規制しない範囲で見守りやパニックの予防 等。 	
3	施設・設備	<p>校内環境のバリアフリー化</p>	
		<p>発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮</p> <p>注意集中が難しいことや衝動的に行動してしまうこと、落ち着きを取り戻す場所が必要なこと等を考慮した施設・設備を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・余分なものを覆うカーテンの設置。 ・照明器具等の防護対策。 ・危険な場所等の危険防止柵の設置。 ・静かな小部屋の設置 等。 	
		<p>災害時等への対応に必要な施設・整備の配慮</p> <p>災害等発生後、避難場所において落ち着きを取り戻す場所が必要なことを考慮した静かな小空間を確保する。</p>	

「教育支援ハンドブック」(平成27年3月長野県教育委員会)P. 78より引用

参考文献 「教育支援資料」(平成25年10月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)

必要な配慮の観点(枠)

記入者名:

1	教育内容	学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	
		学習内容の変更・調整	
	教育方法	情報・コミュニケーション及び教材の配慮	
		学習機会や体験の確保	
		心理面・健康面の配慮	
2	支援体制	専門性のある指導体制の整備	
		子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	
		災害時等の支援体制の整備	
3	施設・設備	校内環境のバリアフリー化	
		発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	
		災害時等への対応に必要な施設・整備の配慮	

実態把握のためのチェックシート

■チェックリストをつける意味は…

- 教師が特別な教育的ニーズのある児童・生徒の困っている点に気づく眼をもつことができる。
- 特別な教育的ニーズを持っている児童・生徒の実態を把握することができる。
- 職員同士、職員と保護者がともに付けて、それぞれの場での状況を確認することができる。

学校名： _____ 年 組 _____ 記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 氏名 _____ 記入者： _____ 関係 _____

■右側にたくさん○が付く項目は支援が必要だと思われます。 ■対応法のヒントは「発達障害児を支える指導・支援事例集(長野県教育委員会 平成23年度)」「合理的配慮実践事例集(長野県教育委員会 平成28年度)」の「ワンポイント配慮」に掲載されています！		ない	ほとんどない	ときどきある	よくある
◆学習面（聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する）					
1	聞く 1 簡単な指示に対して、聞き間違いや聞き漏らしがある。 2 ゆっくり話すと理解できるが、早く話すと理解困難である。 3 相手の話を聞いていないと感じられることがある。 4 口頭による指示を覚えてもらえない。				
2	話す 1 筋道の通った話をするのが難しい。 2 適切な速さで話すことが難しい。(たどたどしく話したり、とても早口だったりする) 3 話すとき、抑揚が不自然だったり、声の大きさの調節が不適切だったりする。 4 語彙が少なく、指示語を多く使用する。				
3	読む 1 初めて出てきた語や、普段あまり使わない語などを読み間違える。 2 語句や行を抜かしたり、繰り返して読んだりする。 3 促音や拗音などの特殊音節を読み間違える。 4 音読が遅い。				
4	書く 1 ひらがな・カタカナ・漢字をなかなか覚えられない。 2 字の形や大きさが整わない、独特の筆順で書く等、読みにくい字を書く。 3 よく書き間違える。(漢字の細かい部分や「b」と「d」を間違えたりする) 4 板書が写せない、または写すのに極端に時間が掛かる。				
5	計算する 1 指を使って計算したり、九九が完全ではなかったりする。 2 簡単な計算が暗算できなかつたり、時間が掛かたりする。 3 学年相応の文章題の立式が難しい。 4 学年相応の量の比較や理解が難しい。				
6	推論する 1 抽象的な概念や、事象の因果関係を理解することが困難である。 2 目的に沿って行動を計画し、課題解決に向かうことができない。 3 早合点や飛躍した考えをする。 4 表やグラフから読みとったり、まとめたりすることが困難である。				
◆行動面（不注意、多動性、衝動性）					
7	不注意 1 細かいところまで注意を払わなかつたり不注意な間違いをししたりする。 2 学習や活動などで注意を集中し続けることが難しい。 3 面と向かって話しかけられているのに、聞いていないようにみえる。 4 忘れ物・なくし物が多い。 5 学習や活動を最後までやり遂げることが難しい。				
8	多動 1 授業中や座っているべき時に、席を離れてしまう。 2 手足をそわそわ動かしたり、着席している時もじもじしたりする。 3 集会に落ち着いて参加することが難しい。 4 じっとしていない。または何かに駆り立てられるように活動する。 5 静かにしていることが難しい。常にしゃべる。				

9 衝動性	1 質問が終わらないうちに答えてしまう。 2 順番を待つことが難しい、または順序よく並ぶことが苦手である。 3 他の人がしていることをさげすんだり、割り込んだり、邪魔したりする。 4 カットなりやすく、衝動的な行動が目立つ。 5 目新しいものがあるとすぐに手が出る。			
◆行動面（コミュニケーション、対人関係、こだわり等）				
10 場の理解	1 相手の気持ちを考えられない行動をする。 2 人との距離感が適切にとれない。 3 静かにすべき時に静かにする等、場に合わせた行動ができない。 4 周囲に配慮せず、自分中心の行動をする。 5 人から関わられた時の対応が、場に合っていない。			
11 コミュニケーション	1 相手の反応に関係なく、一方的に話す。 2 目と目で見つめ合う、身振りなどの多彩な非言語的な行動が困難である。 3 冗談やユーモア・嫌みな言葉を理解せず、言葉どおりに受け止めてしまう。 4 相手の質問の意図に沿った受け答えをしない。 5 場面に関係なく独り言を言ったり、うなり声を出したりする。			
12 対人関係	1 休み時間に一人でいることが多い。 2 口げんかやこざりあいなど、友だちとのトラブルが多い。 3 相手の気持ちを推し量ることができない。 4 他の生徒からからかわれたり、いじめられることがある。 5 自分が非難されたり、非難されていると思い込んだりすると、過剰な反応をする。			
13 感覚過敏	1 偏食がある。 2 大きな音・特定の音を嫌がる。 3 帽子や靴を履くことを嫌がる。 4 特定のにおいを嫌がる。 5 ひどく痛がったり、痛みを感じていないように見えたりする。			
14 こだわり	1 急な日程変更や変化があると対応できない。 2 あることに強くこだわることによって、簡単な活動も取り組みなくなることもある。 3 特定のものに強い執着がある。 4 特定の分野に強い興味、関心があり大人顔負けの知識がある。 5 一番や正解でないと許せない。			

対応法のヒントは「発達障害児を支える指導・支援事例集(長野県教育委員会 平成23年度)」「合理的配慮実践事例集(長野県教育委員会 平成28年度)」の「ワンポイント配慮」に掲載されています！

◆精神科への通院をすすめるべき状態

- 1 躁うつ・無気力の状態がみられる
- 2 自暴自棄になっている
- 3 睡眠障害がみられる
- 4 幻覚・妄想がみられる
- 5 人間不信に陥っている
- 6 反抗・挑戦的な態度が多く見られる

[チェックリスト使用に当たっての注意]

- ・チェックリストは児童・生徒の実態を把握するためのものであり、障害の診断をするためのものではありません。
- ・保護者の同意を得ずに実施したチェックリストの結果を、保護者に告げたり、検査や診断に結びつけたりすることは避けましょう。